

令和6年4月開始 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業

募 集 要 項

募集期間：令和5年5月23日(火)から6月30日(金)まで

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

電話 045-671-2085 (直通)

FAX 045-664-5479

電子メールアドレス kd-2saiji@city.yokohama.jp

« 目 次 »

1	事業の趣旨・目的	3
2	募集概要	3
3	開設準備・運営に当たっての諸条件	4～5
4	選定スケジュールについて	5
5	申請方法等について	6～8

1 事業の趣旨・目的

私立幼稚園において、長時間保育を必要とする2歳児を受け入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進します。

2歳児から小学校入学までを同一の園で過ごせることで、安定した環境の中で、子どもの育ちに応じた保育・教育を提供することを目的とします。

2 募集概要

令和6年4月から保育が必要な2歳児を受け入れる幼稚園を5園程度募集します。

(1) 募集期間

令和5年5月23日(火)から6月30日(金)まで

※申請される場合は必ず、事前相談の申込をしてください。

詳細は、5（1）をご参照ください。

(2) 募集予定数

令和6年4月開始 5園程度

(3) 事業内容

（詳細は、別記「3 開設準備・運営に当たっての諸条件」をご参照ください。）

対象児童	2歳児（2歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた児童
保育時間	午前9時から午後2時までを含み、8時間又は11時間
受入数等	クラス編成を行い、7人以上12人以下
設備等	2歳児保育に必要な設備を有すること
事業開始時期	令和6年4月から

(4) 応募条件

ア 事業者の条件

横浜市内で認可幼稚園を設置運営している法人、個人であって、すでに「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」を実施している又は実施する見込みであるもの

イ 実施場所の条件

横浜市内に設置されている認可の私立幼稚園

3 開設準備・運営に当たつての諸条件

(1)事業内容

対象児童	横浜市に居住する2歳児（2歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた児童 ただし、3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受入れも可
保育時間	午前9時から午後2時までを含み、8時間又は11時間
開所日数	年間を通じて月曜日から土曜日までの実施とする。 (私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）を実施する場合、原則として同等) ただし、土曜日の開所は保護者のニーズに応じて実施しないことも可とする。 休園日は、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日までとするほか、土曜日の開所を行わない場合は夏休み期間中に最大5日間の休園が可能。
受入数等	7人以上12人以下（2歳児単独でクラス編成）
利用者との契約方法	利用者との直接契約 定員を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行うこと
保育の内容	保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領等、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達特性を踏まえた保育を行うように留意すること
給食	給食の提供を必須としない 提供する場合は、自園調理は必須としない 外部搬入の場合、調理室は不要 保存、加熱のため冷蔵庫、電子レンジ等の最低限の設備は必要
職員資格	保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ただし、保育士は常時1人以上配置 職員の2分の1以上は、保育士
職員配置基準	児童6人に対して職員1人 ※上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも常時2人以上配置すること ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可
利用者負担	園児1人当たり月額上限額は、 保育時間8時間で月57,200円、保育時間11時間で月58,100円とし、園が決定

<留意事項>

- ・2歳児受入れ推進事業実施園は、認定こども園は実施することができません。そのため、2歳児受入れ推進事業実施園は、今後、0～2歳の受入れを行わない幼稚園型認定こども園に移行することができなくなりますので予めご了承ください。
- ・幼保連携型認定こども園へすることは可能です。ただし、移行時の園舎の建て替えの際、開設準備費補助を使用して整備した設備等を取り壊す場合は、補助金の返還が必要となることがありますのでご注意ください。

(2)補助内容

開設準備費 (初年度のみ)	当該事業の開設に必要な施設整備や備品購入の費用として、 1園当たり 700 万円まで ※なお、校地校舎（園地園舎）の変更等の計画については、 あらかじめ、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課に 相談してください。 面接審査までに、相談結果について確認をさせていただきます。		
運営費 ※令和5年 4月現在	園児 1人当たり月額	8 時間 ※ 1	11 時間 ※ 1
	給食あり ※ 2 (自園調理)	85,120 円	88,840 円
	給食あり ※ 2 (外部搬入)	75,230 円	78,480 円
	給食なし ※ 2 (弁当持参)	67,230 円	70,480 円

※ 1 時間数は開所時間の範囲内で、利用児童の教育・保育給付認定区分の保育必要量です。

※ 2 給食の提供は本事業の利用者に対してであり、在園児についてではありません。

4 選定スケジュールについて

スケジュール	手続等
5月 23 日(火)	募集要項の公表・申請受付開始
6月 30 日(金)	申請書類一式 提出締切
7月 19 日(水)もしくは 7月 20 日(木)	面接審査
8月上旬(予定)	審査会 ※園の出席は不要です
9月(予定)	結果通知

- ・市立保育所の見学会
(6月 1日～6月 23日)
- ・事前相談の実施
(6月 23日(金)まで)
- ・実施予定場所等の
実地調査
(7月 7日(金)まで)

5 申請方法等について

(1)事前相談について

申請される場合は必ず、申請前に事前相談をお願いします。

事前相談は申込が必要です。メールで申込受付をしますので、別添の「事前相談申込書」を次のメールアドレスまでご提出ください。日程調整後、改めてご連絡します。

提出先メールアドレス : kd-2saiji@city.yokohama.jp

【期間】令和5年5月23日(火)から6月23日(金)まで

※事前相談においては、「3 開設準備・運営に当たっての諸条件」を満たすかどうか、事業を実施した場合に利用が見込まれるかどうか等を確認させていただきます。

(2)申請について

申請方法	次の住所に申請書類を送付してください。 書類を持参する場合は、事前に電話で日時をご予約の上、お越しください。
締切日時	令和5年6月30日（金）消印有効
提出先	【住所】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 【電話】045-671-2085（直通）
提出部数	1部 ① 認定申請書 ② 【別紙1】事業計画書 ③ 【別紙2】添付書類一覧（確認表） ④ 添付書類 ※A4縦サイズで統一し、①が一番上にくるよう、①→②→③→④の順に フラットファイル（左2穴）に綴じてください。（インデックス、ホチキス等は不要です。） ※不備があると受理、審査できない場合がありますので、十分に確認の上、 提出してください。

・本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

・申請内容を後日確認させていただくことがあります。

・提出書類の著作権の帰属

提出書類の著作権は申請者に帰属します。

ただし、本市は提出書類を選定関係資料として一般に閲覧に供する等公開することができますので、あらかじめご承知おきください。上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

・申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

・本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外での目的で使用することを禁じます。また、この検討用の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、内容を提示させたりすることを禁じます。

(3)市立保育所見学会について

2歳児を受け入れるにあたり乳児保育の理解を深めていただくため、市立保育所の見学会を実施します。申請される園は、必ずご参加ください。

ア 実施日時・場所

6月1日(木)から6月23日(金)までのうち、1時間程度
できるだけ園の近隣の保育所で実施します。

イ 対象者

園長及び2歳児保育責任者（副園長ほか）

ウ 内容

2歳児クラス等の保育の見学、質疑応答

エ 申込方法

個別に日程を調整しますので、別紙「見学会申込書」をご提出ください。

(4)実地調査について

本市職員が、面接前に実施予定場所等の実地調査を行います。

実地調査の日程については、事前相談後にご連絡します。

ア 実施日時

5月23日(火)から7月7日(金)までのうち、1時間程度

イ 訪問人数

2～3人程度

ウ その他

簡単に園内、実施場所についてご案内くださいますようお願いします。

また、園内外を写真撮影しますので、ご了承ください。（審査資料以外の目的では、使用しません。）

(5)面接審査について

ア 日時（予定）

7月19日（水）もしくは20日（木）で30分程度

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所 横浜市役所内の会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

ウ 出席者

・法人理事長または園長1人【必須】

・2歳児保育責任者1人 【必須】

エ 面接の内容について

・事業計画書に記載された内容について

・2歳児保育に対する考え方や運営に関するこ

(6)実施園の決定について

外部委員で構成される審査会において、審査し、適否を市長が決定します。

ア 評価について

審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

評価項目	評価細目
1 事業概要	・待機児童対策への効果
2 運営状況	・既存園の預かり保育実施状況 ・アレルギー食対応
3 事業計画（ハード面）	・保育環境（トイレ、手洗い設備等） ・避難の体制確保
4 事業計画（ソフト面）	・保育従事者の状況、人材確保等 ・安全対策
5 面接審査	・2歳児保育の理解等 ・安全対策、事故対応等

イ 評価

- ・申請者の提出書類等及び面接で評価します。
- ・評点が最低評価得点に達していない場合
選定委員が採点した評価の合計が6割に達していない申請者については、順位に関わらず選定しません。
- ・総合評価が同点となった場合は、委員の多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合は、委員長の判断により決定します。

(7)その他

- ・申請した2歳児保育責任者を園の事情により変更することは原則、認めません。
- ・今回申請していただく「申請書類等」は返却いたしません。（本事業以外の目的では使用しません。）
- ・審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- ・本市の情報公開制度に基づき、応募者が市に提出した書類及び審査結果等（個人情報及び内部管理情報等を除く。）を公開する場合があります。
- ・「開設準備・運営に当たっての諸条件」以外にも、審査会での決定後、いくつかの条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。昨年度は、園内研究・研修センターの受入れや、市が指定する乳児保育に関する研修受講を追加条件としました。
- ・補助金の交付を受けて整備した設備を取り壊したり廃棄したりする場合、経過年数によっては補助金の返還等の条件を付されることがあります。園舎の建て替えを検討されている場合はご注意ください。
- ・横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号（※）に該当するときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

※偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

※補助金等を他の用途へ使用したとき。

※補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

※その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。